

○販売原票取扱要綱

昭和62年3月10日

要綱第11号

改正 平成12年3月27日要綱第13号

平成17年4月13日要綱第30号

平成22年4月1日要綱第26号

平成23年3月16日要綱第11号

令和2年6月19日要綱第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市中央卸売市場の卸売業務における販売原始記録（以下「販売原票」という。）の取扱いについて、松山市中央卸売市場業務条例（平成17年条例第22号）第58条及び松山市中央卸売市場業務条例施行規則（平成17年規則第35号）第77条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(販売原票の様式及び一連番号制)

第2条 卸売業者は、販売原票の様式について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 販売原票には、一連の番号を付さなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が承認した場合は、この限りでない。

3 前項の一連の番号は、その連続性を阻害しない範囲内において、部門ごとに付することができる。この場合においては、一連の番号のほかに記号、数字等を付することができる。

(販売原票の管理)

第3条 卸売業者は、販売原票を管理する販売原票管理責任者（第5条及び第6条第2項において「責任者」という。）を定めるとともに、販売原票の使用状況を把握しなければならない。

2 使用済の販売原票は、善良な管理者の注意をもって、これを5年間保存しなければならない。

(販売原票の記載方法)

第4条 販売原票は、販売時に必要事項を直接明瞭に記載しなければならない。

ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、次に掲げる事項を販売原票へ正確に記入しなければならない。

ただし、記載事項が同一の場合は、縦線等により記載を省略することができる。

(1) 販売年月日、出荷者、委託又は買付の別、品名、荷姿、等階級、数量、せり売その他の売買取引の方法、単価、買受人、せり人、記帳者及び荷受担当者

(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売、市場内にある物品以外の物品の卸売等をしたときは、その旨

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

3 卸売業者は、販売原票に記載する際、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 記載は容易に抹消できない筆記用具により、判読できる字体又は数字をもって記入すること。

(2) 数字の記入については、その単位を明らかにするとともに、全桁をアラビア数字で記入すること。

(3) 上欄より順次記入し、途中で空欄をつくらないこと。

(4) 記載事項の誤記の訂正は、誤記の部分を2本線で抹消し、その上部に正しいものを記載するとともに、訂正理由を明らかにすること。

(5) 余白を残して記載事項が終了した場合は、余白部分に斜線を引くこと。

(販売原票の提出)

第5条 卸売業者は、販売終了後速やかに、責任者が販売原票の記載の方法及び内容に誤りがないことを確認した上で、販売原票の写しを市長に提出しなければならない。

(販売原票の記載事項の変更)

第6条 卸売業者は、販売原票の提出後、販売原票の記載事項を訂正する場合は、訂正伝票を市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、訂正伝票の提出に際して市長から責任者の説明又は録音テープ等の提出の要請があったときは、速やかに対応しなければならない。

3 前項の録音テープ等の保存期間は、卸売の日から起算して7日とする。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月27日要綱第13号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成17年4月13日要綱第30号）

この要綱は、松山市中央卸売市場業務条例（平成17年条例第22号）の施行の日から施行する。

付 則（平成22年4月1日要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年3月16日要綱第11号）

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

付 則（令和2年6月19日要綱第71号）

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。